

令和7年度「根室市人づくり・まちづくり補助事業」

募 集 要 項

この事業は、地域の創意工夫による地域コミュニティの活性化を推進するため、市民活動団体が行うまちづくり活動や地域活動の場の整備等を支援し、健康で文化的な市民生活の向上と活力あふれる地域づくりを推進することを目的とする制度です。

まちづくりに見識のある者で構成する選考委員会にて採択された案件のみ支援の対象となります。

1. 補助概要

根室市における少子高齢化の進行やそれに起因する人口減少など、当市を取り巻く環境は厳しさを増しており、生活スタイルや身近な地域の課題が多様化しております。そのような中、未来に向かって活躍されている方がいる一方、地域には新たな活動への意識はあるものの、資金面あるいは活動の場がないために対応が困難であるという課題もあり、地域のまちづくり活動に支障をきたしている実情があります。

このため、地域の創意工夫で実行する事業を基本として、市民活動団体が企画されたまちづくり活動及びSDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた活動等について、「根室市人づくり・まちづくり基金」や、「根室市ふるさと応援基金」を活用し、地域のまちづくり活動に関する自主的・主体的な取組に対し、積極的に財政的な支援をしていくこととしました。

補助要望にあたっては、地域課題解決に向けた自主的・主体的なまちづくり活動を実施するうえで事業の企画提案が必要となり、実施する活動が地域コミュニティやまちづくり活動にどのように寄与されるかが重要となります。

また、地域の理解や協力が必要である事業につきましては、補助要望する際は十分留意し、ご検討ください。

2. 補助対象者

次の要件をすべて満たす団体・グループ（以下、市民活動団体）です。

- ア 根室市に居住するものが主体となって運営されている団体であること。
- イ 要望する事業を責任をもって運営、実施し、事業完了後、実施報告ができること。
- ウ 営利活動、政治活動又は宗教活動を目的としないこと。

3. 補助対象事業

対象となる事業は、市民活動団体が行うSDGsの掲げる17の目標達成に資する、まちづくり活動（以下「まちづくり推進事業」という。）及び地域の資源価値を高める活動（以下「プロジェクト事業」という。）とします。

(1) まちづくり推進事業

- ア 講演会、研修会等の主催事業
- イ 地域のかつ个性的で、多くの市民が楽しむことができ、地域の活性化につながるイベント事業
- ウ 地域の特性を生かし、産業おこしにつながる調査、研究事業
- エ 国内外の地域指導者の招聘及び交流事業
- オ 北海道指定無形民俗文化財及び根室市指定無形文化財を次世代へ保存・継承に取り組む、地域の活性化を図る無形伝統文化財伝承事業
- カ ふるさと納税を活用して、まちづくり活動拠点の整備・改修等により、地域の活性化が図られる活動の場整備事業
- キ その他、市民が積極的に参加することができ、地域の活性化を図るため市長が特に必要
 - 想定される具体例
 - ・ イベント（子どもから大人まで参加できる地域資源を活用したイベント開催）
 - ・ 講演会（スポーツや音楽、まちづくりに関する専門家を呼んだ講演会開催）
 - ・ 拠点整備（台所や床材等を改修し、市民が利用できる活動スペースの整備）

(2) プロジェクト事業

- ア 地域の自然、歴史、文化等の価値を高めることができ、クラウドファンディング型ふるさと納税を活用して広く国民の共感や信頼を得ながら取り組む地域資源魅力向上チャレンジ型プロジェクト事業
 - 想定される具体例
 - ・ 文化発信（存続の危機にある地域の文化的価値を遺すプロジェクト）
 - ・ 自然環境（国際的に重要な自然環境を守り維持するプロジェクト）

ただし、(1)(2)の事業に関わらず、次のいずれかに該当するものは対象外です。

- ア 営利活動、政治活動又は宗教活動を目的とする事業
- イ 特定の個人・団体のみが利益を受ける事業
- ウ 根室市から他の補助等を受けている事業
- エ 3(1)ア～エ及びキにおいては、事業主体の経費負担のない事業

4. 補助対象経費及び補助額

事業区分	補助対象事業	補助の対象経費	補助金の額	事業採択数
(1)まちづくり推進事業	ア. 講演会・研修会等開催事業	講師謝礼、旅費、会場借上料、備品借上料、教材費、その他必要と認める経費（人件費、通信費、会議費等団体の経常的運営費は除く）	補助金の額は、補助対象経費の額に4分の3を乗じて得た額以内とする。 上限100万円	予算の範囲内で数事業
	イ. イベント事業	備品・各種用具借上料、その他必要と認める経費（修繕費含む）（ただし、新規イベント開催及び既存イベントの拡充については、必要と認める経費）	下限5万円 ただし、上限について市長が特に必要と認める事業についてはこの限りでない。	
	ウ. 調査・研究事業	備品・各種用具借上料、その他必要と認める経費（修繕費含む）		
	エ. 国内外交流事業	講師謝礼、旅費、会場借上料、備品借上料、その他必要と認める経費		
	オ. 無形伝統文化財伝承事業	用具等整備に係る修繕費及び備品購入費、その他必要と認める経費	補助金の額は、補助対象経費の額に4分の3を乗じて得た額以内とする。 上限 200万円 下限 10万円	
	カ. 活動の場整備事業	工事請負費、原材料費、修繕費、委託料、施設整備に要する経費、その他必要と認める経費	補助金の額は、補助対象経費の額に10分の10を乗じて得た額以内とする。 上限 500万円 下限 100万円	1事業

(2)プロジェクト事業	地域資源魅力向上チャレンジ型プロジェクト事業	講師謝礼、旅費、需用費（食糧費を除く）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、その他プロジェクト事業の推進に必要と認める経費	補助金の額は、補助対象経費の額に10分の10を乗じて得た額以内とする。 上限 500万円 下限 100万円 ただし、下限について、プロジェクト事業に対するふるさと応援寄付金が資金調達の目標に達しなかった場合はこの限りではない。 また、上限について市長が特に必要と認める事業についてはこの限りでない。	1 事業
-------------	------------------------	---	---	------

5. 申請手続

「根室市人づくり・まちづくり補助金交付要望書（別記第1号様式）」及び「補助金交付要望事業概要（別記第2号様式）」に関係資料を添付のうえ、市総合政策室へ提出してください。様式については、市ホームページからダウンロード、又は市総合政策室で配布します。

提出期間：令和7年4月1日（火）～令和7年4月23日（水）

6. 審査

【選考委員会】

- まちづくりに見識のある者で構成する選考委員会にて採択された案件のみ、助成の対象となります。
- 要望書の提出後、「事業説明動画」の作成、提出をお願いいたします。
(別紙作成要領参照)
- 選考委員及び申請者の参加のもとで、公開による選考委員会を行います。
- 申請者（複数人可）は、選考委員より事前に配布される質問票の回答として短時間のプレゼンテーションを行います。
- 選考委員会の開催時期は、令和7年5月中旬を予定しています。

【審査基準】

- 選考委員会は、補助対象事業の内容について、下記の基準により選考にあたります。
 - ① 地域の活性化の推進、まちづくりの推進に対する貢献度
 - ② 人材の育成及び交流の推進に対する貢献度
 - ③ 事業内容及び計画の適正度
 - ④ 申請団体や事業、まちづくり活動への熱意

7. 選考結果

- 選考委員会での選考結果に基づき、補助金交付及び補助金額を内定します。
- 選考結果については、市民活動団体へ通知します。
- 選考委員会での選考結果・評価については、市ホームページなどで公開します。

8. 補助金の交付について

- 補助金交付の内定を受けた申請者は、「根室市人づくり・まちづくり補助金交付申請書（別記第3号様式）」、「事業計画書（別記第4号様式）」、「事業収支予算書（別記第5号様式）」及び関係書類を提出いただきます。
- 交付申請書を提出されたのち、補助金の交付決定通知を送付いたします。
- 事業完了後、「補助事業実績報告書（別記第6号様式）」、「事業実績書（別記第7号様式）」、「補助金精算書（別記第8号様式）」、「事業精算書（別記第9号様式）」及び関係書類を提出いただき、精算を行います。
- 補助事業の円滑な遂行のため、特に必要と認められる場合、事業完了前に概算払を請求することが可能ですので、希望される場合は、「補助金等概算払申請書（様式第8号）」、「資金収支計画（様式第8号の2）」を提出してください。

9. その他

この事業に補助要望する場合は、本募集要項に記載するほか、所定の要件を満たす必要がある場合がございますので、ご不明な点は、下記の問い合わせ先までご相談ください。

【本事業に係る問合せ先・申請書類の提出先】

根室市 総合政策部 総合政策室

〒087-8711 根室市常盤町2丁目27番地

TEL：0153-23-6111（内線3383）

FAX：0153-24-8692

E-mail：sog_seisaku@city.nemuro.hokkaido.jp

※募集要項や申請書のデータは、市ホームページからダウンロードできます。